

県営富山中央駐車場指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 所在地及び施設の概要

名 称	県営富山中央駐車場
所 在 地	富山市新桜町 6 - 4
施設の概要	鉄骨造 6 階 7 層 敷地面積： 1,124.66 m ² 建築面積： 970.25 m ² 延 面 積： 5,605.64 m ²
収容台数	232 台

(2) 設置目的・管理運営方針等

県営富山中央駐車場（以下「県営駐車場」という。）は、市街地における交通施策の一環として、駅周辺の道路交通の渋滞緩和、円滑化等に寄与し、中心市街地における駐車場需要に応えることを目的として管理運営を行っているものです。

(3) 設備・備品の内容

別紙「県営駐車場設備・備品等一覧表」、「県営富山中央駐車場の管理に係る業務仕様書」に明記

(4) 利用状況等

過去の利用台数・料金収入

区 分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用台数（台）		52,116 (42,763)	52,466 (41,928)	55,876 (45,075)
料金収入（千円，税込）		64,163 (37,819)	65,377 (39,033)	68,662 (42,319)
	普通料金	6,116	6,423	5,946
	回数券料金	27,317 (974)	27,948 (1,604)	28,067 (1,723)
	定期駐車券料金	30,730	31,007	34,650

（注）端数処理のため内訳と合計が一致しない場合があります。

（注）（）内は富山中央警察署の職員車両分の実績を除いた数値です。当該利用分の収入は、富山県（富山中央警察署）から富山県企業局（以下「企業局」という。）へ直接納入されています。（別添仕様書参照）

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

企業局では、公の施設である県営駐車場について、利用の促進と効率的な事業運営を図るために、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行う。

2 条件等

（１） 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

- ・ 申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

① 法人等の団体であること（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）。

② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。

④ 手續条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領（別紙1）の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥ 富山県内に主たる事務所（本社・本店）を置き、又は置こうとする者※であること。

※ 新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称を使用し申請できることとします。ただし、この場合、富山県議会への当該施設の指定管理者の指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書または法務局登記官の受領書を必ず提出する必要があります。（提出期限：令和7年10月30日）

- ・ 上記①～⑥の資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。

- ・ 申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

- ・ 共同体による場合は、共同体の全ての構成員が①から⑤までの要件を満たす必要があ

ります。⑥（事務所の設置要件）については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

（２） 指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添仕様書参照）

- ① 県営駐車場の施設及び設備等の維持管理に関する業務
- ② 県営駐車場の利用料金（別紙２）の徴収に関する業務
- ③ 県営駐車場の安全確保に関する業務
- ④ その他別添仕様書に記載する業務
 - ・ 指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき企業局と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

（第三者への再委託）

- ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による企業局の承認が必要となります。

（法令の規制等）

- ・ 説明会において必要な資料を配布し、説明します。

（３） 管理の基準

- ① 営業日 年中無休
- ② 営業時間 24 時間営業
- ③ 法令等の遵守
 - ・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
 - ・ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
 - ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
 - ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成 7 年富山県条例第 1 号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
 - ・ 指定管理者は、手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。
- ④ 帳簿書類の保存
 - ・ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5 年間保存するものとします。

（４） 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

（５） 利用料金制について（令和 8 年 4 月 1 日より導入）

- ① 県営駐車場については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制を

採用します。

- ② 応募に当たっては、別紙2の料金表に定める料金の範囲内において設定する県営駐車場の利用料金体系（税込）を提案してください。なお、利用時間に応じた利用料金の上限額の設定、回数券の設定を行うことも可能です。
- ③ 利用料金は、新条例第7条第2項の規定により、指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。ただし、富山中央警察署の職員車両分については、富山県警察から企業局に直接納入されることから、上記の利用料金には含まれません。
- ④ 県営駐車場については、管理経費を上回る利用料金収入があると見込まれることから、次に定める額を毎年度企業局に納付していただきます。

・固定納付額

指定管理者は、予め定める額（以下「固定納付額」という。）を毎年度企業局に必ず納付いただきます。

固定納付額は、応募に当たって提案いただくこととなりますが、次の納付基準額以上の額を提案してください。なお、納付基準額を下回る額を提案した場合は、失格となります。

＜納付基準額＞ (税込)

年額	24,647千円
----	----------

固定納付額は、提出書類一覧の中の「固定納付額提案書（様式第5号）」に記載された金額をもって、企業局と指定管理者とで締結する協定書により決定します。

・超過収入があった場合

各事業年度において、実際の利用料金収入の額が、次に定める管理経費見込額と固定納付額の合算額を超過した場合には、その超過した部分の50%に当たる金額を、企業局が指定する日までに納付していただきます。

＜管理経費見込額＞ (税込)

年度	年間	令和8年度～12年度の合計額
管理経費見込額	18,862千円	94,308千円

- ※ 上記管理経費見込額には、公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。（修繕費、備品購入費の取扱いについては「⑤留意事項」参照）
- ※ 上記管理経費見込額には、建築基準法第12条第2項及び第4項の規定による建物及び設備（昇降機等を除く）の定期点検業務に係る費用を含みます。（3年に1回（令和9年度、令和12年度）実施）

（参考）利用料金収入見込額 (税込)

年度	年間	令和8年度～12年度の合計額
利用料金見込額	43,509千円	217,545千円

- ※ 上記利用料金収入見込額は、上記の「納付基準額」と「管理経費見込額」を合計したもので算定しています。

(参考) 過去3年間の管理経費

(税込)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理経費	15,544,034 円	15,967,650 円	16,757,694 円
内訳：人件費	6,450,467 円	6,864,655 円	7,532,495 円
光熱費	2,956,678 円	2,956,678 円	3,416,174 円
委託費	2,788,500 円	2,788,500 円	2,788,500 円
その他	3,348,389 円	3,357,817 円	3,020,525 円

※修繕費、備品購入費は含みません。

⑤ 留意事項

(固定納付額について)

- ・ 指定期間における固定納付額は、原則として、減額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、企業局と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・ 固定納付額の支払方法等については、別途企業局と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

(修繕について)

- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件20万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うものとします。

＜修繕費の上限額＞

(税込)

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
上限額	219千円	219 千円	219 千円	219 千円	219 千円

- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。
- ・ 1件20万円以上の修繕については、企業局で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、企業局が経費を負担します。

＜参考＞過去3年間の修繕の件数（1件100万円未満）

(税込)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	7 件	6 件	7 件
支出額	696,764 円	584,947 円	1,331,880 円
うち企業局執行分	580,824 円 (2 件)	407,000 円 (2 件)	1,161,600 円 (3 件)
主な修繕内容	オートホン修繕 入口発券機修繕 等	シャッター修繕 駐車券リーダー修繕 等	事前・出口精算機修繕 ゲートバー修繕 等

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品（富山県企業局会計規程第 92 条第 1 号に規定する備品（耐用年数 1 年以上であり、かつ、取得価格が 10 万円以上のもの））については、原則として、企業局で購入することとします。ただし、(17)に掲げる提案項目の実施のために設置が必要な備品については、原則、指定管理者が調達することとなります。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に企業局と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は企業局に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、企業局と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、企業局に報告するものとします。

(6) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定 管理者	企業局
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
料金徴収、収納	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕（1 件 20 万円（税込）未満）	○	
施設の大規模な修繕（1 件 20 万円（税込）以上）（※ 1）		○
指定管理者が自ら調達した備品の修繕等	○	
備品の購入（※ 2）	△	△
施設に係る各種保険への加入（※ 3）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※ 4）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※ 5）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（不可抗力に伴う事業履行不能等の場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※ 6）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○ (指示等)

(※ 1) 1 件 20 万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び企業局で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は企業局で別途負担します。

(※ 2) (17)に掲げる提案項目の実施に係る経費は、原則指定管理者の負担とします。

(※ 3) 指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書に

において示します。

(※4) 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び企業局で協議して決定するものとします。

(※5) 天災、人災等の大規模災害その他企業局又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び企業局で協議して決定するものとします。

(※6) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(7) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・ 管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は企業局に帰属することとします。
- ・ 管理業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については企業局に移転するものとし、指定管理者に対しては、企業局職員が職務発明をした場合において企業局が企業局職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(8) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 施設の利用状況（利用者数、料金収入額）
- イ 施設設備等の管理状況（必要に応じて写真を添付）
- ウ サービスの向上や施設の利用促進のために実施した取組み
- エ 施設の安全管理のために実施した取組み
- オ 利用者等からの苦情及びその対応状況
- カ 定期報告書の添付資料として必要な資料

② 提出期限

毎月10日まで

③ 提出方法等

企業局経営管理課へ 1部提出

※この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(9) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ア 県営駐車場の管理の業務の実施状況に関する事項
- イ 県営駐車場の利用の状況に関する事項
- ウ 県営駐車場の料金収入の実績に関する事項

エ 県営駐車場の業務に係る経費の状況に関する事項

オ サービス向上に関する事項

カ 利用促進に関する事項

キ ア～カに掲げるもののほか、県営駐車場の管理の業務等に関する事項

② 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

③ 提出方法等

企業局経営管理課へ 1部提出

(10) 事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・ 指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(11) 企業局による調査・指示等

企業局は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(12) 企業局による指定管理者に対する評価

企業局は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》※評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 利用者・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進（収入増）に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|---|

(13) 第三者による指定管理者に対する評価（第三者評価）

- ・ (12)の評価に加え、原則として、指定期間の中間年である3年目に、外部有識者等を評価者として、それ以前の年度（1年目、2年目）についての管理状況評価を行います。ただし、企業局の評価結果が著しく低いなど管理状況に課題がある場合には、必要に応じて第三者評価を実施します。
- ・ (12)及び(13)の評価結果は、県のホームページに掲載して公表することとし、評価結果を踏まえ、改善等が必要な場合は、指定管理者に定期報告書や事業報告書で改善策

の報告を求めるなど、履行状況を確認します。

なお、評価結果は、次期選定時の指定管理候補者選定委員会において参考提示する場合がありますが、審査で加点又は減点対象となるものではありません。

(14) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要であると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(15) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記(11)の企業局による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することが出来なかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、企業局は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(16) 自主事業の実施

指定管理者は、企業局が経費を負担し、企業局が発注する業務以外に、自らの経費で次の要件を満たした自主事業を実施することができます。

- ① 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること。
- ② 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
- ③ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。

事業の実施にあたっては、事前に企業局に事業計画書を申請し、承認を得る必要があります。また、自主事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。

自主事業の実施に当たって駐車区画を利用した際は公の施設の使用として取り扱い、その使用状況に応じて算定した額を利用料金収入とみなします。また、自動販売機や売店、軽食コーナーの設置など長期にわたって備品等を設置する場合は、企業局より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料を企業局に納付する必要があります。

(17) サービスの向上や施設の利用促進に向けた取り組みについて

サービスの向上や施設の利用促進に向けて、指定管理者として行う取り組みを自由に提案ください。次の必須提案としている項目については、必ず提案してください。

なお、当該提案項目の実施に係る経費は、原則指定管理者の負担とします。

＜必須提案＞

- ① キャッシュレス決済導入に関する提案
- ② W e b 上での満空情報発信に関する提案
- ③ 駐車場内の掲示（利用者への案内表示）に関する提案

【参考】自由提案の例

- ・ E V 充電器の設置
- ・ 優待制度（子育て割引、障がい者割引）
- ・ カーシェアリングサービスの導入
- ・ 民間店舗との提携

3 応募・選定手続き

（１） 募集要項の配布

① 配布期間

令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 8 月 18 日（月）まで
（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。土曜日、日曜日、祝日は除きます。）

② 配布場所

企業局経営管理課管財係

〒930 - 0094

富山市安住町 2－14 北日本スクエア北館10階内

電話：076－444－2139

H P <https://www.pref.toyama.jp/7100/parking-shiteikanri2025.html>

（２） 申請方法

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 指定申請書（様式第 1 号）

イ 事業に関する書類

（ア）事業計画書（様式第 2 号）

（イ）類似施設又はその他の施設の管理運営実績表（様式第 3 号）

（ウ）収支計画書（様式第 4 号の 1）

（エ）支出計画書（様式第 4 号の 2）

（オ）固定納付額提案書（様式第 5 号）

ウ 申請者に関する書類

（ア）法人等の概要（様式第 6 号）

（イ）定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

（ウ）法人の登記事項証明書

- (エ) 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3か月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）
- (オ) 上記(エ)の書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- (カ) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- (キ) 法人にあつては当該法人の、法人格のない団体にあつては、当該団体の代表者の納税証明書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式）
- (ク) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（役員名簿、組織・運営体制に関する書類、法人の諸規程類（就業規則、会計規程、給与規程、決裁規程等））
- (ケ) 応募資格がある旨の誓約書（様式第7号の1）

エ 共同体に関する書類

- (ア) 共同体の構成員及び代表法人等を明らかにした書類
 - (イ) 共同体の協定書
 - (ウ) 共同体の役割分担、業務実施体制等を明らかにした書類
 - (エ) 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類
 - (オ) 共同体による申請にあつての誓約書（様式第7号の2）
 - (カ) 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状
- ※共同体により申請する場合には、上記提出書類のうち、ウにあつては各構成員ごと、ア、イ及びエにあつては共同体全体について作成してください。

② 提出方法

ア 紙提出の場合

- (ア) 提出部数
 - 7部（正本1部、副本6部）
 - 原則として日本産業規格A4版とし、A4フラットファイルにファイリングし、項目別にインデックスを貼付すること。
- (イ) 申請先及び申請方法
 - 次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。
 - （申請書提出先）企業局経営管理課管財係
 - 〒930-0094
 - 富山市安住町2-14 北日本スクエア北館10階内
 - 電話：076-444-2139

イ 電子メールでの提出の場合

次のメールアドレスへ提出してください。ただし、「①ウ（ウ）法人の登記事項証明書」及び「①ウ（キ）納税証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認の電話をお願いします。

電子メールアドレス：akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp

④ 申請書受付期間

- ・ 令和7年9月18日（木）午前9時から

令和7年10月3日（金）午後5時まで（土、日、祝日を除く）

- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

（指定管理候補者選定までの著作権）

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。

ただし、企業局は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

（指定管理候補者の選定後の著作権）

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から企業局に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることは出来ません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
- ・ 申請を撤回する場合は、辞退届（様式第8号）の提出が必要です。

（共同体による申請に関する事項）

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

（3）質疑応答

① 質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に質問票（様式第9号）を電子メールにて企業局経営管理課管財係へ提出してください。
- ・ 回答期日に提出された質問及び質問への回答を電子メールで送信するとともに、県のホームページに掲載します。

② 質問受付期間 令和7年8月26日（火）から令和7年9月2日（火）午後5時まで

③ 質問への回答日 令和7年9月10日（水）

電子メールアドレス：akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp

※電子メールにて提出いただく際にはタイトルを

「県営富山中央駐車場指定管理者募集に係る質問」としてください。

(4) 説明会・現地説明会の開催について

① 説明会

日時 令和7年8月25日（月）午後1時30分から午後2時30分まで

場所 富山県企業局第4会議室（富山市安住町2-14 北日本スクエア北館10階）

② 現地説明会

日時 令和7年8月25日（月）午後2時45分から午後3時45分まで

場所 県営富山中央駐車場（富山市新桜町6-4）

※午後2時45分までに県営富山中央駐車場管理員室前にお集まり下さい。

③ 参加申込

令和7年8月18日（月）午後5時までに、説明会参加申込書（様式第10号）を電子メールにて提出してください。

電子メールアドレス：akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp

※電子メールにて提出いただく際にはタイトルを

「県営富山中央駐車場指定管理者募集に係る説明会参加申込」としてください。

④ 留意事項

- ・ 申請を行う場合は必ず説明会に出席してください。説明会に出席されない場合は、申請できません。
- ・ 説明会への参加者は、1法人等につき2名までとし、法人等からの参加者であることを確認できるもの（会社の身分証明書等）の提示を求めます。
- ・ 募集要項等の配布資料をご持参ください。

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・ 申請資格についての審査は、申請書の受領後、企業局経営管理課において行います。
- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「県営駐車場指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。なお、審査には、1申請者につき2名まで出席できることとします。
- ・ 応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・ 審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウェイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【県民の平等な利用の確保】 県民の平等な利用が確保される内容になっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設の設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか。 b 施設の維持管理・料金徴収等業務が確実に行われる計画となっているか。 c 安全管理対策が構築されているか。 d 個人情報の確実な保護対策がとられているか。	10
	【サービス向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか。 f キャッシュレス決済や Web 上での満空情報発信等、DX によるサービスの向上が工夫されているか。 g 駐車場内における案内掲示に関する提案について、利用者の目線に立って、安全性や分かりやすさに配慮された内容となっているか。 h 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容となっているか。	30
	【利用の増加】 i 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか。(県が定めた利用料収入見込額に関わらず、より意欲的な計画を定めているか) j 広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか。	
	計	40
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 経費節減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額になっているか。 (申請者の得点) $= \frac{\text{申請者の提案額}}{\text{最高提示額※}} \times (\text{配点})$ ※最高提示額は、実現可能性のある提案のうち最高のものを用います。 ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入します。 <例> 申請者提示額 80 ÷ 最高提示額 90 × 配点 40 = 35.556 ⇒ 35.6	実現可能性のない提示額の場合は選定しません。 40
	計	40

4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実にを行うだけの最低限の経営基盤を有しているか。※ b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか。	10
	【申請者の人的構成及び体制】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験等)となっているか。 d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか。 e 職員の指導育成、研修体制は十分か。	10
	計	20
合 計		100

※ 指定管理業務を安定確実にを行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等にかかわらず、同等の評価とします。

③ 審査結果

- ・ 審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

＜ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表＞

審査項目 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮	3 施設の効率的な管理	4 公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成	合計
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて

県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、企業局と指定管理者との協定を締結することとします。協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 企業局への固定納付額に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 企業局と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他、必要と認める事項

D その他

1 スケジュール

8月4日（月）	募集要項等の公表
8月4日（月）～8月18日（月）	募集要項の配布
8月25日（月）	説明会・現地説明会の開催
8月26日（火）～9月2日（火）	質問の受付
9月10日（水）	質問の回答
9月18日（木）～10月3日（金）	申請書受付期間
10月上旬	（一次選考結果発表）
10月中旬	二次選考（プレゼンテーションの実施）（※）
10月下旬	指定管理候補予定者の選定
	（二次選考結果発表）
10月下旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決
	指定管理者の指定
令和8年1月頃	指定管理者と協定の締結
令和8年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

※詳細な日程は決定後、連絡することとします。

2 その他留意事項

- ・ 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ・ 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

3 配付資料

- ・ 県営富山中央駐車場指定管理者募集要項（施設配置図、平面図含む）
- ・ 県営富山中央駐車場の管理に係る業務仕様書
- ・ 県営富山中央駐車場設備・備品等一覧
- ・ 富山県営駐車場管理条例
- ・ 富山県営駐車場管理規程

問い合わせ先 富山県企業局経営管理課管財係（事務担当：黒崎、内川） TEL/076-444-2139 電子メールアドレス：akigyokeikan@pref.toyama.lg.jp
--